

1 日常生活指導関係

社会ルール・生活マナーを身に付け、自信と誇りを持った学校生活を送る。

(1) 服装等

- 1 服装等は常に清潔を旨とする。
- 2 制服を变形加工することは禁止する。
- 3 通学には制服を着用する。ただし、学校が指示するときは制服以外を着用することができる。
- 4 所有物には、HRNO・氏名を明記する。
- 5 校舎内では学校指定のサンダルを使用する。
- 6 雨天時、自転車で通学する場合は、レインコート（雨合羽）を着用する。レインコートの指定はないが、夜間反射テープ等反射材がついているもので、かつ無地単色（何色でもよい）のものを各自で購入する。傘さし運転は禁止する（道路交通法違反）。
また、晴天時、傘を自転車に差しての通学も禁止。
- 7 ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪などの装飾品、マニキュア、化粧（アイプチ・アイテープ・付けまつげ・色つきリップ等全ての加工装飾品含む）は一切禁止する。
- 8 通学かばんに指定はないので、各自安全に通学できる華美でないものを使用する。（自転車通学生はリュックタイプのものを推奨）

頭髪について

本校生徒としての自覚を持ち、清潔・端正な髪型にして、パーマ、染色、脱色、付け毛、その他技巧を凝らした刈り込みなど不自然な髪型にしない。ひげはきれいに剃る。

※中学在学中または高校入学までの間に、一度でも染色等の加工をしてしまった生徒は、学年主任に申し出ること。

制服について

- 1 制服は次のとおりである

<上 衣>

- ・ブレザー
- ・長袖シャツ（ネクタイ、リボン着用） ・半袖開襟シャツ
- ・指定にとつとベスト ・指定にとつとセーター

※ベスト、セーターとも、極端にサイズの異なるものを着用しない。

<下 衣>

- ・スラックス（黒の華美でない革ベルト着用）
- ・スカート（丈は膝の真ん中）

<その他>

- ・指定靴下および紺色靴下（長さを13cm～20cmのソックス、クルーソックス丈とする）
- ・革靴（黒色または茶色） ・運動靴
 ※サンダル(クロックスタイプ含む)・草履は全面禁止とする。
- ・インナーシャツは、無地単色で、袖・襟からはみ出してはいけない。
- ・マフラー、手袋、コート、及びタイツは、気候に応じて随時着用可。ただし、マフラー、手袋、コートは校舎内では着用不可。いずれの防寒具も学校指定ではないが、コートは黒または紺の無地ハーフコート、タイツは黒単色厚手のもの、マフラー、手袋は華美でないものとする。
- ・式典など学校が指定するときはブレザー、ネクタイ(リボン)を着用する。

(2) 自転車・運転免許取得について

- 1 通学自転車はよく整備された、しっかり施錠できる標準的な二輪車を使用する。
 - ・安全運転できること。自転車は車両であり、交通法規を守らない者には自転車通学を許可しない。
 - ・電動アシスト付き自転車は許可するが、施錠などの管理を各自でしっかり行うこと。